

平成21年12月22日
林 野 庁

平成22年度林野関係税制改正予定事項

- 森林組合等が機械等を取得した場合の特別償却制度（30％）又は税額控除制度（7％）の適用期限を2年延長。〔所得税・法人税〕
- 森林組合の合併に係る課税の特例措置（資産の簿価譲渡）の適用期限を3年延長。〔法人税、住民税、事業税〕
- 地球温暖化対策税（環境税）については、税制改正大綱において検討事項とされ、次のように整理。
「地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めることとする。この旨を法律において規定することとする。」〔地球温暖化対策税（環境税）〕

【お問い合わせ先】

林野庁企画課税制班 稲本、秋岡、内藤
代 表：03-3502-8111（内線6064）
ダイヤル：03-3502-8037

- 廃棄物再生処理用設備を取得した場合の課税標準の特例措置について、対象から廃木材破碎・再生処理装置を除外。〔固定資産税〕
- 資源再生化設備等の特別償却制度（木質固形燃料製造設備）の廃止。
〔所得税・法人税〕
- 海外投資等損失準備金制度（海外造林等）について、資源開発事業等の対象となる資源から石炭及び木材を除外。〔法人税〕
- 森林組合等が国の補助等を受けて林業者等の共同利用のための施設を取得した場合の課税標準の特例措置（交付金相当額を軽減）の廃止。
〔不動産取得税〕
- 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、
 - イ 非課税限度額（現行500万円）を次のように引き上げ。
 - （イ）平成22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500万円
 - （ロ）平成23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円
 - ロ 適用対象となる者を贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者に限定。
 - ハ 適用期限は平成23年12月31日まで。
〔贈与税〕
- 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例について、特別控除の上乗せ（現行1,000万円）の特例を廃止し、年齢要件の特例の適用期限を2年延長。〔贈与税〕
- 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年延長。〔固定資産税〕

平成22年度税制改正大綱における農林水産関係税制の主要事項

平成21年12月22日

農 林 水 産 省

項目	税 目	概要
農林漁業用A重油に対する課税の減免 〔石油石炭税2,040円/k 1 が免税又は還付〕	石油石炭税	1年延長
農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置 〔合併にあたり簿価での資産引継ぎが認められる〕	法人税 法人住民税 事業税	3年延長
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理施設に係る課税標準の特例措置 〔5年間、2／3課税〕	固定資産税	2年延長の上、廃止 〔特例率を23年度取得分は3/4に縮減〕
バイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置 〔3年間、1／2課税〕	固定資産税	2年延長
中核的地方卸売市場に係る課税標準の特例措置 〔5年間、2／3課税〕	固定資産税	1年延長の上、廃止
資源再生化設備の特別償却制度等(食品循環資源再生処理装置)(環境省と共管) 〔所得税、法人税：14%の特別償却 固定資産税：3年間、2／3課税〕	所得税 法人税	廃止
	固定資産税	2年延長 〔特例率を22年度取得分は3/4、23年度取得分は4/5に縮減〕
農業経営基盤強化準備金制度及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置(戸別所得補償制度) 〔交付金等を準備金として積み立てた場合及び農用地等を取得した場合の必要経費算入等〕	所得税 法人税	1) 適用実績を踏まえ、対象となる法人から特定農業団体及びこれに準ずる組織を除外 2) 対象となる交付金等に米戸別所得補償モデル事業交付金(仮称)及び水田利活用自給力向上事業交付金(仮称)を追加
農業委員会のあっせん等により農地等を取得した場合の課税標準の特例措置 〔取得価格2／3課税〕	不動産取得税	廃止